別冊資料

国立高等専門学校及び国立大学への入学手続時に求められる保証人に対する保証内容の具体化

＜事　例　集＞

あっせんに対する改善措置状況

目　次

1　国立高専（※各高専共通）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　徳島大学　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

3　鳴門教育大学　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

4　香川大学　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

5　愛媛大学　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

6　高知大学　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

No.1 国立高専（※各高専共通）

あっせん事項	改善措置状況
①（5高専全て） ②（新居浜、弓削、高知） ③ｉ（5高専全て）	○　国立高専機構では、国立高専の学資等は保護者等が負担するケースが多く、保護者等を保証人としても債権保全効果が期待できないこと、また、資力の裏付けのない第三者を保証人とした場合でも同様であること等を理由に、保証人を廃止し、金銭債務に係る保証を求めないこととした。 　また、国立高専機構では、新たに制定した取扱要項において、誓約書への署名をもって保護者等に求める責任の範囲（学生の身上に係る役割）について明文化し、各国立高専では、令和3年度入学者の入学手続から、取扱要項に基づき改正した誓約書を使用することとした。 ○　なお、各国立高専では、これまで、保護者及び保護者以外の者が保証人として署名した保証書等の提出を求めていたが、今回の見直しに伴い、保護者等1人の署名のみで手続が可能となり、入学手続時の負担軽減が図られた。

【見直し前】令和2年4月入学時の保証書の例

誓　　約　　書

香川高等専門学校長　殿

このたび，貴校へ入学を許可されましたので学則及び諸規則を守り，専心学業に励み学生の本分を全うすることを誓約いたします。
また，「香川高等専門学校における個人情報の取扱いについて」（裏面）に記載されている個人情報の適正な取扱いについて理解し，同意します。

令和　　年　　月　　日

学科・専攻
氏　　名
生年月日　　月　　日生
現　住　所

保証人を廃止（金銭保証を求めない）

このたび上記の者が，貴校に入学を許可されましたので，在学中は，学則その他の諸規則を守らせることはもちろん，学籍を離れた後も，本人在学中に生じた一切の義務を，私が責任をもって履行することを保証いたします。
また，「香川高等専門学校における個人情報の取扱いについて」（裏面）に記載されている個人情報の適正な取扱いについて理解し，同意します。

令和　　年　　月　　日

保証人（保護者）氏名　　㊞
現　住　所
本人との関係

保証人氏名　　㊞
現　住　所
本人との関係

【見直し後】取扱要項における規定及び入学時の誓約書（作成例）

入学誓約書（作成例）

○○高等専門学校長　殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和　　年　　月　　日

○○高等専門学校
○○　　学科
氏　名　　（自署）

責任の範囲を取扱要項に明文化

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。
なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

保護者等1人の署名のみで手続が可能

（保護者等）
住　所
学生との関係
氏　名　　（自署）
緊急連絡先

保護者等とは，学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで，学校と連携し，学生を指導，支援する立場にある者で，学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条，第６条の４及び第７条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また，学生が成年の場合においては３親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は，独立の生計を営む成年者であり，学生の指導，支援への意向のある者とする。

＜取扱要項の規定＞

事項	概要
保護者等の義務	・　学則等の諸規則を遵守するよう学生を指導・監督する責任を負う。 ・　身体への危険・財産への重大な損害を及ぼすときは、学生の保護に努めなければならない。
学生の身分異動	・　身分異動（退学、休学復学等）の届出等を行う場合は、保護者等の連署を得て、学校に提出させるものとする。
保護者への通知	・　学校は学生の情報（学業成績、出席情報、懲戒処分、問題行動等）について、保護者等に通知するものとする。
緊急時の連絡	・　保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

※　取扱要項については、文書配布、ホームページ・学生便覧への掲載等により保護者等に対して周知することとしている。

No.2 徳島大学

あっせん事項	改善措置状況
①	保証人に求める金銭債務に係る保証内容や学生の身上に係る役割を保証書等に具体的に記載し、令和3年4月入学者の入学手続から使用することとした。
②	保証契約の種別に係る保証書等の記述について、学校の認識（普通保証）と一致するよう見直し、令和3年4月入学者の入学手続から使用することとした。
③	令和3年4月上旬を目途に、令和2年10月に入学した学生（21人(※)）の保証人との間で、改正した保証書等を用い、改めて保証契約を締結することとした。 （※）あっせん時の公表資料では24人としていたが、学校の精査結果を踏まえ21人とした。

【見直し前】令和2年10月入学時の保証書

身上調書・保証書（（和暦）　年度入学）

学生

学部		学科	専攻
ふりがな		本学受験番号	
氏名	男・女	写真貼付（正面・半身・脱帽）（4cm×3cm）	
生年月日	（和暦）　年　月　日生		
本籍			
最終学歴	（和暦）　年　月 立　高等学校卒業 立　中等教育学校卒業 （所在地　都道府県） 大学　学部卒業 高等学校卒業程度認定試験合格・大学入学資格検定合格		
住所	〒　—		
自宅電話	（　）　—	携帯電話	—　—
E—mail			

保証人

ふりがな		本人との関係	
氏名	㊞		
住所	〒　—		
自宅電話	（　）　—	携帯電話	—　—

徳島大学長　殿

上記の学生について，貴学在学中は，諸規則を遵守させることはもとより，本人の一身上のことについては，私が責任を持ちます。
なお，所定の授業料等貴学に対する一切の債務については，本人と連帯して責任を負い，貴学の御指示に従い私が納付します。　以上のことを確約するため，本書を提出します。

保証人

ふりがな		本人と
氏名		
住所	〒　—	
自宅電話	（　）　—	—　—

学校の認識と一致するよう見直し②

【見直し後】令和3年4月入学時の保証書

保証人

ふりがな		本人との関係	
氏名			
住所	〒　—		
自宅電話	（　）　—	携帯電話	—　—

徳島大学長　殿

上記の学生について，貴学在学中は，諸規則を遵守させることはもとより，本人の一身上のこと（詳細は裏面参照）については，私が責任を持ちます。
なお，所定の授業料等貴学に対する一切の債務（詳細は裏面参照）に滞納があった場合は私が責任を負い，貴学の指示に従い納付します。　以上のことを確約するため，本書を提出します。

（裏面）

学生の身上に係る役割を記載①

【学生本人の一身上のこと】

(1)　学生の身分異動（休学，復学，退学，転学，他大学（他学部）受験許可願）についての同意
(2)　入学料免除申請，入学料徴収猶予申請，授業料免除申請，授業料徴収猶予・月割分納申請についての同意
(3)　本人の身元確認に係る対応
(4)　学生寮へ入寮する場合の同意
(5)　緊急時の連絡対応への同意

金銭債務に係る保証内容（極度額含む）を記載①

【貴学に対する一切の債務】

(1)　学生が学費を滞納した場合の債務
　下記の金額を上限とする範囲内で発生した債務を納付いただきます。
　①入学料：282,000円（夜間主学生は半額）
　②授業料：６年制の学部の場合は6,429,600円，４年制の学部の場合は4,286,400円（夜間主学生は半額）
　※上記の授業料は，留年等により在学可能な最長の年数に授業料の年額を乗じた額です。
(2)　学生が学生寮へ入寮し，宿舎費及び光熱水料を滞納した場合の債務
　1,144,800円を上限とする範囲内で発生した債務を納付いただきます。

※　調査時点では、入寮時の保証書への署名をもって、寄宿料及び光熱水料の納付についての金銭保証を求めるとしていたが、今回の見直しに伴い、入学時の保証書に一本化された。

No.3 鳴門教育大学

あっせん事項	改善措置状況
①	保証人に求める金銭債務に係る保証内容を保証書等に具体的に記載し、令和3年4月入学者の入学手続から使用することとした。

【見直し前】令和2年4月入学時の保証書

保　証　書

令和　　年　　月　　日

国立大学法人鳴門教育大学長　殿

保　証　人

フリガナ

氏　　名　　印

郵便番号

住　　所

自宅電話

携帯電話

学生との関係

下記学生について，所定の授業料等貴学に対する一切の債務については，本人と連帯して責任を負います。
以上のことを確約するため，本書を提出します。

記

学　　生　　学校教育教員養成課程　幼　児［　　］　小学校･中学校［　　］教育専修　特別支援［　　］　コース
専修・コース

フリガナ

氏　　名

注１）保証人は，保護者としてください。ただし，やむを得ないときは，保護者以外で満 20 歳以上の身元確実な者でもかまいません。なお，授業料関係の通知を送付する場合があります。

注２）記載事項に変更が生じたときは，財務課出納係（TEL：088－687－6060）へ速やかに届け出てください。

【見直し後】令和3年4月入学時の保証書

下記学生について，所定の授業料等貴学に対する債務については，裏面に記載の極度額（上限額）の範囲内で本人と連帯して責任を負います。
以上のことを確約するため，本書を提出します。

（裏面）

金銭債務に係る保証内容（極度額含む）を記載①

1．授業料及び入学料（極度額（上限額））

○授業料…国立大学法人鳴門教育大学授業料その他費用に関する規程（以下「費用規程」という。）に規定する授業料の年額×在学年数分の額（最大6年）

学部学生の授業料は、535,800円×6年=3,214,800円が極度額になります。

○入学料…費用規程に規定する入学料の額

学部学生の入学料は、282,000円が極度額になります。

※授業料の極度額は、在学可能年数（6年）を基に算出しています。

標準修業年数（４年）の場合、本人が負担する授業料の債務額（実際に納付する授業料）は以下のとおりです。

（標準修業年数による授業料）

学部学生の授業料は、535,800円×4年=2,143,200円になります。

＜授業料および入学料＞

区　　分	授　業　料	入　学　料
学　　部	年額　535,800 円	282,000 円

（注）上記は費用規程の抜粋です。なお、在学中に費用規程の改正があった場合には、授業料等の債務額は変更になることがあります。

2．寄宿料（学生寮に入居する場合のみ該当）（極度額（上限額））

○寄宿料…費用規程に規定する寄宿料の月額×入居月数分の額（最大3ヶ月）

・単身棟（３号～８号棟）の寄宿料は、4,300円×３ヶ月=12,900円が極度額になります。

※鳴門教育大学学生宿舎規則により3ヶ月以上納付を怠ったときに退去処分となるため、3ヶ月を上限として算出しています。

＜寄宿料＞

区　　分	種　別	寄　宿　料
学生寄宿舎3,4,6,7,8号棟	単身用	4,300 円

（注）上記は費用規程の抜粋です。なお、在学中に費用規程の改正があった場合には、寄宿料の債務額は変更になることがあります。

No.4 香川大学

あっせん事項	改善措置状況
③ ii	極度額を明確に記載した保証書等に改正し、令和3年度以降の入学手続から使用することとした。

【見直し前】令和2年10月入学時の誓約書

誓　約　書

香川大学長　殿

香川大学に入学の際には、貴学の学則等を守り、学業に励むことを誓います。
また、貴学が取得する私の個人情報は、国立大学法人香川大学の保有する個人情報の保護に関する規則等（裏面参照）に基づき、貴学が教育・研究、学生支援、その他大学運営の目的で管理、利用することに同意します。

令和　　年　　月　　日

〒□□□－□□□□

現　住　所

電　話　番　号

学部学科等　　学　部　　学科
研究科専攻　　研究科　　課程
　　専攻

受　験　番　号

フリガナ
本　人　氏　名　　㊞

【注】大学院へ進学する方で、香川大学卒業・修了（見込）の方は、在学中の「学籍番号」を記入してください。

昭和・平成　　年　　月　　日生
西暦（外国人の場合）

上の誓約を私が保証しますのはもちろん、裏面の保証人の役割を担うことを承諾し、貴学の学籍を離れた後も、本人在籍中における義務を引き受けます。
また、貴学が取得する私の個人情報は、国立大学法人香川大学の保有する個人情報の保護に関する規則等（裏面参照）に基づき、貴学が教育・研究、学生支援、その他大学運営の目的で管理、利用することに同意します。

令和　　年　　月　　日

〒□□□－□□□□

現　住　所

電　話　番　号

学生との続柄等

フリガナ
保証人氏名　　㊞
（自署する又はこれに準ずる者）

昭和・平成　　年　　月　　日生
西暦（外国人の場合）

（裏面）

誓約書について

（目的）
この誓約書は、本学が学生及び保証人と良好な関係を築くとともに緊密に連携し、学生の学業成就及び学生生活の充実に資するため、学生及び保証人が遵守すべき事項及び同意事項等について確認することを目的とします。

（保証人の役割・同意事項）
・保証人は、学生が身分異動（休学、復学、留学及び退学等）の願出又は届出をする際に所定の書類に連署するものとします。
・本学は、成績不良、生活指導上必要と判断した場合は、保証人に連絡します。
・本学は、成績通知を送付する場合、原則保証人を宛先人とします。
・本学は、学生に連絡がつかない場合には、保証人に連絡します。
・保証人を変更する場合又は保証人の住所等に変更があった場合は、学生を通じて、所定の書類により速やかに本学に届け出るものとします。
・保証人は、入学者の入学料及び授業料債務に関し、保証の責を負うものとします。
（極度額は年間授業料相当額とします。）

＜個人情報について＞
○国立大学法人香川大学の保有する個人情報の保護に関する規則（抄）
（大学法人の責務）
第３条　大学法人は、個人の権利利益を保護するため、法及びその他関係法令等を遵守するとともに、大学法人自らが定めるこの規則及び別に定める規程等に基づき、個人情報を適正かつ適切に取り扱わなければならない。
（役員及び職員の責務）
第４条　役員及び職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、大学法人が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護に努めるとともに、その個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

○大学が取得する個人情報の内容及び利用目的
・学生の氏名、生年月日、住所等、学籍管理を行うための情報
・履修科目、修得単位等、成績管理を行うための情報
・授業料の納入状況、保証人住所氏名等、債権管理を行うための情報
・奨学金の額、家計状況等、授業料免除・奨学金業務を行うための情報
・学生の身長、体重、視力等、健康管理を行うための情報
・就職希望先等、就職支援を行うための情報
・香川大学校友会、各学部同窓会、各学部後援会、医学部学友会がその活動を行うための情報
・その他、大学の業務を行うための情報

【見直し後】令和3年度以降の入学手続時の誓約書

（保証人の役割・同意事項）
・保証人は、学生が身分異動（休学、復学、留学及び退学等）の願出又は届出をする際に所定の書類に連署するものとします。
・本学は、成績不良、生活指導上必要と判断した場合は、保証人に連絡します。
・本学は、成績通知を送付する場合、原則保証人を宛先人とします。
・本学は、学生に連絡がつかない場合には、保証人に連絡します。
・保証人を変更する場合又は保証人の住所等に変更があった場合は、学生を通じて、所定の書類により速やかに本学に届け出るものとします。
・保証人は、入学者の入学料及び授業料債務に関し、保証の責を負うものとします。

極度額を明確に記載③ ii

入学料及び授業料の極度額は以下のとおり　　単位：円

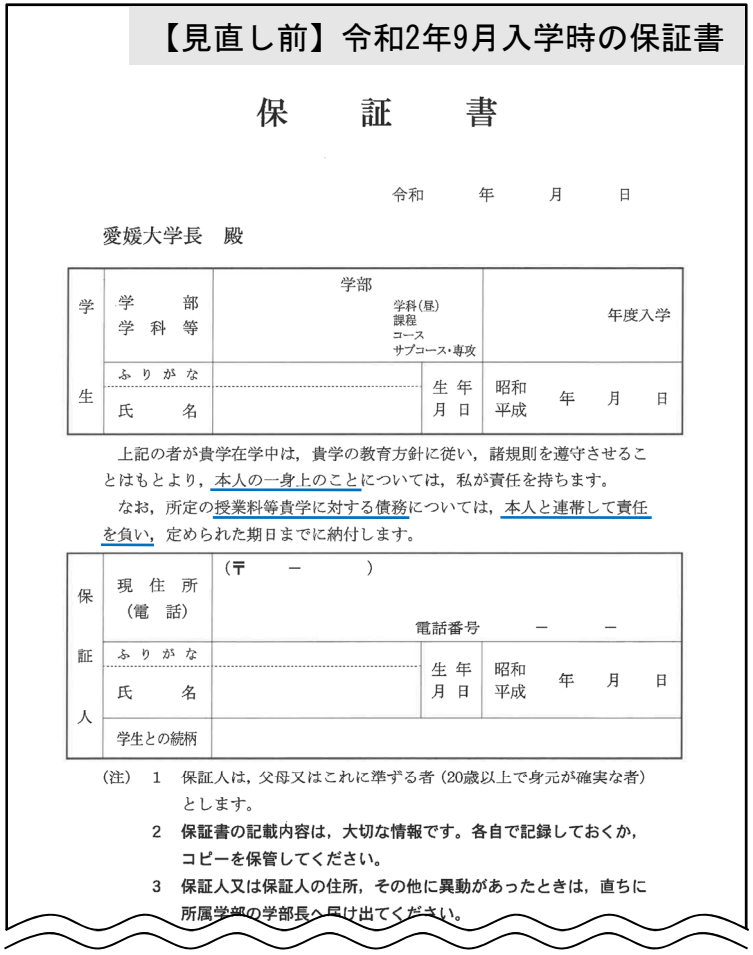
学部・研究科		入学料	授業料						極度額
			授業料年額に在学可能な最長の年数を乗じた額						
学部	教育学部、法学部（昼間コース）、経済学部（昼間コース）、医学部（看護学科・臨床心理学科）、創造工学部、農学部	282,000	535,800	×	8	年	＝	4,286,400	**4,568,400**
	法学部（夜間主コース）、経済学部（夜間主コース）	141,000	267,900	×	8	年	＝	2,143,200	**2,284,200**
	医学部（医学科）	282,000	535,800	×	12	年	＝	6,429,600	**6,711,600**
研究科	教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科（修士課程）、工学研究科（博士前期課程）、農学研究科、地域マネジメント研究科	282,000	535,800	×	4	年	＝	2,143,200	**2,425,200**
	医学系研究科（博士課程）	282,000	535,800	×	8	年	＝	4,286,400	**4,568,400**
	工学研究科（博士後期課程）	282,000	535,800	×	6	年	＝	3,214,800	**3,496,800**

※在学可能な年数は最長で修業年限の２倍のため、授業料の極度額は在学可能な最長の年数を乗じた額とします。

No.5 愛媛大学

あっせん事項	改善措置状況
①	保証人に求める金銭債務に係る保証内容を保証書等に具体的に記載し、令和3年4月入学者の入学手続から使用することとした。また、学生の身上に係る役割についても、保証書等に具体的に記載することとしており、令和3年4月入学者・保証人に対しては、別途、補足説明文書を送付することを検討している。
②	保証契約の種別に係る保証書等の記述について、学校の認識と一致するよう見直すこととした。
③	令和2年度末までに、令和2年9月に入学した学生（11人）の保証人との間で、改正した保証書等を用い、改めて保証契約を締結することとした。

【見直し前】令和2年9月入学時の保証書



保　証　書

令和　　年　　月　　日

愛媛大学長　殿

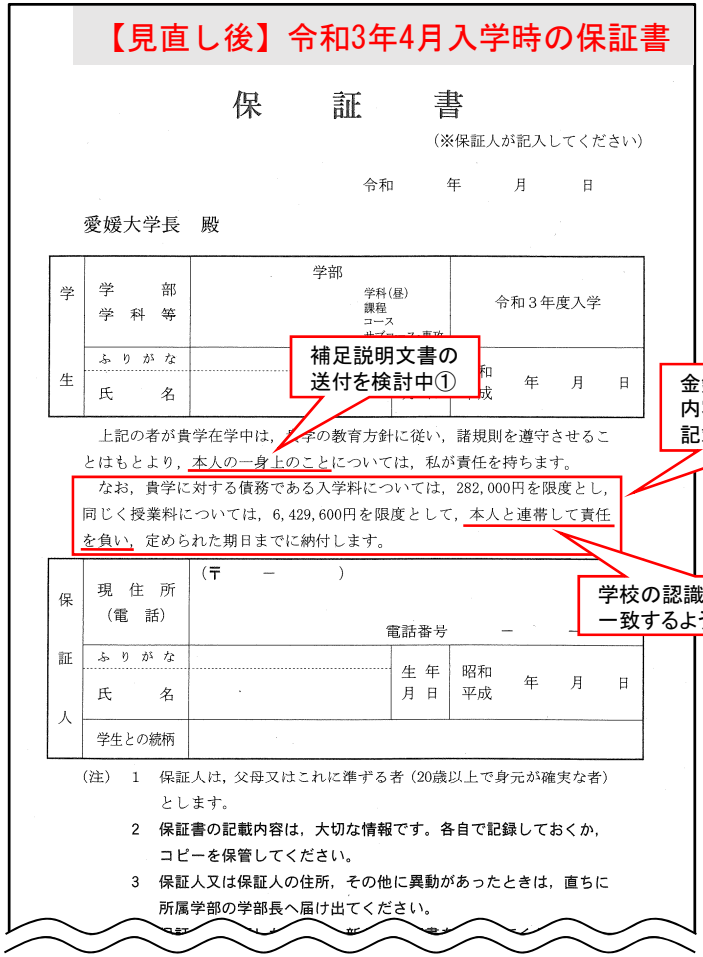
学生	学部 学科等	学部 学科(昼) 課程 コース サブコース・専攻		年度入学
	ふりがな 氏名		生年月日	昭和 平成　年　月　日

上記の者が貴学在学中は，貴学の教育方針に従い，諸規則を遵守させることはもとより，本人の一身上のことについては，私が責任を持ちます。
なお，所定の授業料等貴学に対する債務については，本人と連帯して責任を負い，定められた期日までに納付します。

保証人	現住所 (電話)	(〒　－　) 電話番号　－　－		
	ふりがな 氏名		生年月日	昭和 平成　年　月　日
	学生との続柄			

(注)　1　保証人は，父母又はこれに準ずる者（20歳以上で身元が確実な者）とします。
2　保証書の記載内容は，大切な情報です。各自で記録しておくか，コピーを保管してください。
3　保証人又は保証人の住所，その他に異動があったときは，直ちに所属学部の学部長へ届け出てください。

【見直し後】令和3年4月入学時の保証書



保　証　書

(※保証人が記入してください)

令和　　年　　月　　日

愛媛大学長　殿

学生	学部 学科等	学部 学科(昼) 課程 コース		令和３年度入学
	ふりがな 氏名		生年月日	和 成　年　月　日

補足説明文書の送付を検討中①

金銭債務に係る保証内容(極度額含む)を記載①

上記の者が貴学在学中は，貴学の教育方針に従い，諸規則を遵守させることはもとより，本人の一身上のことについては，私が責任を持ちます。
なお，貴学に対する債務である入学料については，282,000円を限度とし，同じく授業料については，6,429,600円を限度として，本人と連帯して責任を負い，定められた期日までに納付します。

学校の認識(普通保証)と一致するよう見直し予定②

保証人	現住所 (電話)	(〒　－　) 電話番号　－　－		
	ふりがな 氏名		生年月日	昭和 平成　年　月　日
	学生との続柄			

(注)　1　保証人は，父母又はこれに準ずる者（20歳以上で身元が確実な者）とします。
2　保証書の記載内容は，大切な情報です。各自で記録しておくか，コピーを保管してください。
3　保証人又は保証人の住所，その他に異動があったときは，直ちに所属学部の学部長へ届け出てください。

No.6 高知大学

あっせん事項	改善措置状況
①	保証人に求める学生の身上に係る役割について、身上調書に具体的に記載することとしており、令和3年4月入学者の保証人に対しては、別途、補足説明文書を送付することとした。
③	令和2年度末までに、令和2年10月に入学した学生（2人）について、改めて学資負担者届の提出を求めることとした。

【見直し後】令和3年4月入学時の学資負担者届

学資負担者届

高知大学長　殿

年　月　日

［学　生］

高知大学	学部	学科・課程	年度入学
	大学院総合人間自然科学研究科	専攻	
受験番号又は学籍番号	フリガナ		
	氏　名		

［学資負担者］

上記の者の，高知大学在学中における授業料・寄宿料に関し，私が学資負担者としてその債務を履行いたします。

郵便番号	－　　－		
（フリガナ）住　所			
（フリガナ）学資負担者氏名	印		
電話番号	－　　－	本人との関係	父・母・その他（　　）
生年月日	T・S・H　　年　月　日生		

（注意）

1　学資負担者は原則として家計支持者としますが，やむを得ない場合は，家計支持者以外の授業料等の債務を履行できる方とします。

2　学資負担者又は住所等記載内容の変更が生じた場合は，直ちに「経理室出納係」に連絡のうえ、新たに学資負担者届を提出してください。

※　この学資負担者届は授業料等に係る債権管理のみの利用目的で使用します。

金銭債務に係る保証人を廃止し、実質的な学資負担者を届け出るよう見直し③

令和3年4月入学者への補足説明文書（抜粋）

学生の身上に係る役割を記載①

身上調書記載の保証人の保証内容について（補足説明）

身上調書記載の保証人は、保証対象の学生が本学に在籍している期間、当該学生に関する次の各号に掲げる事項について保証するものとします。

(1) 学生の身分異動（休学、復学、留学、退学及び除籍等）の際、学生と連携し、当該身分異動に必要な手続きを行うこと。

(2) 本学が学生の修学及び生活に関することで保証人に連絡又は協力を要請した場合、本学と連携して学生の支援を行うこと。

【参考：身上調書の保証人欄の記載】

高知大学長　殿

上記の学生について、貴学在学中は、諸規則を遵守させることはもとより、本人の一身上のことについては、私が責任を持ちます。以上のことを確約するため、本書を提出します。